

県有財産貸付に係る不適切な事務処理について

平成28年7月25日
建築住宅課

1. 概要

平成27年度の県有財産貸付事務において、次の不適切な事務処理が判明した。

- 県に分譲宅地（南ヶ丘ニュータウン、けまない団地）における電話柱等の設置に係る貸付契約について、平成27年3月に更新の契約の申込みがあつたにもかかわらず、平成27年度当初に更新の契約等が締結されていなかった。
- 担当者が決裁を得ず、使用料の納入通知書を発行し、一部は自ら使用料を納入（4,016円※）した。
- 使用料の算定に誤りがあり、納入額に過不足が生じた。

契約の相手方	NTT東日本	東北電力
貸付目的	電話柱、電柱、支線の設置	
貸付予定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間）	
H27納入すべき使用料	20,590円	4,086円
上記の納入済額	20,778円	4,016円※
過不足額	188円（要返還）	70円（不足）

2. 経緯

平成28年

- 4月6日 NTT東日本の27年度分使用料について、担当者が、未契約のまま決裁を得ず、納入通知書を発行、送付（4月26日、NTT東日本が納入済（20,778円））
- 5月25日 東北電力の27年度分使用料について、担当者が、未契約のまま決裁を得ず、納入通知書を発行（5月27日、担当者が納入済（4,016円））
- 6月17日 課内で27年度の決算資料確認中、過納入が発覚した。
- 7月11日 担当者から一連の不適切処理について課長・班長に報告があり、一部使用料を自ら納入したことが判明した。

3. 今後の対応

（1）契約更新及び使用料について

財産貸付契約の更新については、速やかに両社と協議し、遡及契約に向け手続を進める。また、使用料の返還及び納入についても、併せて手続を進める。

（2）再発防止策

- 今回の事案を踏まえ、事務マニュアルの見直しを行い、財産貸付に係る事務手順の徹底を図る。
- 定型的な業務に係るチェックリストを作成し、業務の進捗管理を行う。